

平成 24 年 4 月 2 日

都道府県知事
市長・特別区長 殿

環境省水・大気環境局長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律による環境基本法の一部改正について（通知）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）の一部改正を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号。以下「第 2 次一括法」という。）が、平成 23 年 8 月 30 日に公布され、平成 24 年 4 月 1 日に施行された。また、これに伴い、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）の一部改正を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う環境省関係政令の整理に関する政令」（平成 23 年政令第 364 号）が平成 23 年 11 月 28 日に公布され、平成 24 年 4 月 1 日に施行された。加えて関連する告示が平成 24 年 4 月 1 日に改正された。

貴職におかれては、これらの法令等の施行に遺憾なきを期されたい。

また、本通知の趣旨を踏まえ、貴管下町村にも必要に応じて周知方お願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正された法令等

- (1) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- (2) 環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）
- (3) 騒音に係る環境基準について（平成 10 年 9 月環境庁告示第 64 号）

第 2 改正の内容

環境基本法第 16 条第 2 項第 2 号イの規定による地域及び地域の類型の指定に関する事務は、市の長が行うこととされた。

第3 環境基本法の施行の際の通達等について

第2次一括法による改正後の環境基本法の運用に当たっては、「騒音に係る環境基準の改正について」（平成10年9月30日付け環大企第257号環境庁大気保全局長通知）等の内容を踏まえるものとする。